

## 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

ページ

○宮城県教育委員会個人情報保護に関する法律施行細則	一
○教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則	一
○宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	一
○宮城県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会付与に関する規則の一部を改正する規則	三
○県費負担教職員の免職及び宮城県教育委員会の任命に係る職への採用の 手続に関する規則の一部を改正する規則	三
○指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則	四
○事務決裁規程の一部を改正する訓令	五
○宮城県教育庁等職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令	六
○宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令	六
○地方機関等文書規程の一部を改正する訓令	八

## 教育委員会

宮城県教育委員会個人情報保護に関する法律施行細則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

## ○宮城県教育委員会規則第六号

宮城県教育委員会個人情報保護に関する法律施行細則

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）及び個人情報保護に関する法律施行条例（令和四年宮城県条例第七

十二号）の施行については、知事が取り扱う個人情報の保護の例による。

## 附 則

（施行期日）

- この規則は、令和五年四月一日から施行する。  
（宮城県教育委員会個人情報保護条例施行規則の廃止）
- 宮城県教育委員会個人情報保護条例施行規則（平成十六年宮城県教育委員会規則第三号）は、廃止する。

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

## ○宮城県教育委員会規則第七号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十号中「前条第一項第十九号」を「前条第一項第二十号」に改め、同項第十一号中「前条第一項第二十号」を「前条第一項第二十一号」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

## ○宮城県教育委員会規則第八号

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第七条・第七条の二」に、「第十五条」を「第十五条の二」に、「第十九条」を「第十九条の二」に、「地方機関等」を「地方機関」に、「第二十九条の五」を「第二十九条の六」に、「管理委託している」を「指定管理者に管理を行わせる」に改める。

第七条中「高校教育課」の下に、「高校財務・就学支援室」を加える。

第八条の二中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とする。  
第十一条第一号及び第二号中「教育企画室」を「高校教育課」に改め、同条第五号中「義務教育学校」の下に「高校教育課及び」を加える。

第十二条第三号及び第四号を削り、第二号を第四号とし、同条第一号中「高等学校」の下に「及び県立中学校」を加え、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 高等学校及び県立中学校の組織編制及び収容定員に関する事  
第十二条に第一号として次の一号を加える。

一 県立高校将来構想の推進に関する事

第十二条中第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 中高一貫教育の推進に関する事

第十二条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、同条に次の一条を加える。

(高校財務・就学支援室)

第十二条の二 高校財務・就学支援室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 高等学校及び県立中学校の管理運営に関する事

二 高等学校卒業程度認定試験に関する事

三 奨学及び育英に関する事

第十五条の二第一項中「において」の下に「処理し、高校財務・就学支援室の庶務は、高校教育課において」を加え、同条第二項中「総務課」の下に「及び高校教育課」を、「第十三条の五」の下に「まて」を加え、「による」を「により」に改め、同条第三項中「課長は」の下に「教育企画室の室長に対し、高校教育課の課長は高校財務・就学支援室の室長に対し」を加え、「教育企画室の室長に対し」を削る。

第十七条第四項中「事務職員を」を「事務職員又は技術職員を」に改める。

第二十六条の表中

宮城県大河原商業高等学校	柴田郡大河原町
宮城県柴田農林高等学校	
宮城県大河原商業高等学校	柴田郡大河原町
宮城県柴田農林高等学校	

に、

を

宮城県大河原産業高等学校

宮城県志津川高等学校

宮城県南三陸高等学校

第二十九条の五を第二十九条の六とし、第二十九条の四第一項中「前条」を「前二条」に改め、同条を第二十九条の五とし、第二十九条の三の次に次の一条を加える。

第二十九条の四 必要と認めるときは、海洋総合実習船に技術次長を置くことができる。

2 技術次長は、技術職員をもつて充てる。

3 技術次長は、上司の命を受け、海洋総合実習船における専門的事項に関し、船長を補佐する。

別表第一中「第二十九条の五」を「第二十九条の六」に改める。

別表第二第二号の表を次のように改める。

二 条例によるもの

名称	担当事務	主管課
宮城県教育委員会指定管理者選定委員会	公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十六年宮城県条例第四十三号)第九條第三項の規定による指定管理者の選定に関する事	総務課
宮城県教育振興審議会	教育振興審議会条例(平成二十年宮城県条例第三号)第一條の規定による教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定及び当該計画に関する重要な事項の調査審議に関する事	教育企画室
宮城県指導力不足等教員審査委員会	指導力不足等教員審査委員会条例(平成十七年宮城県条例第九号)第一條の規定による児童又は生徒に適切な指導ができない教員の取扱いに関する審議に関する事	教職員課
宮城県産業教育審議会	産業教育振興法(昭和二十六年法律第二十八号)第十二條の規定による産業教育に関する重要事項の調査審議及び教育委員会又は知事に対する建議に関する事	高校教育課
高等学校入学者選抜審議会	高等学校入学者選抜審議会条例(昭和二十八年宮城県条例第四十号)第一條の規定による高等学校の通学区域、入学者の選抜及び学力検査問題の作成に関する重要事項の調査審議に関する事	同
県立高等学校	県立高等学校将来構想審議会条例(平	同

東北歴史博物館協議会	文化財保護審議会	宮城県美術協会議会	宮城県図書館協議会	宮城県社会教育委員	宮城県生涯学習審議会	宮城県特別支援教育将来構想審議会	就学支援審議会	宮城県いじめ防止対策調査委員会	校将来構想審議会
博物館法第二十三条第二項の規定による歴史博物館の運営に関する重要事項	文化財保護法（昭和二十五年法律第二百一十四号）第九十条第三項の規定による文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議及び教育委員会に対する建議に関すること。	博物館法（昭和二十六年法律第二百一十五号）第二十三条第二項の規定による美術館の運営に関する重要事項の調査審議及び意見の具申に関すること。	図書館法（昭和二十五年法律第一百八号）第十四条第二項の規定による図書館の運営に関する重要事項の調査審議及び図書館奉仕に関する意見の具申に関すること。	社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十七条の規定による社会教育会に対する重要事項についての教育委員会に対する助言及び意見の具申に関すること。	生涯学習の振興のための施策の推進体制等第七十一号（第十号第二項及び第三項の規定に基づく生涯学習に資するたすめ）の調査審議及び推進に関する重要事項の調査審議に関すること。	特別支援教育将来構想審議会条例（平成二十五年宮城県条例第六号）第一条の規定による特別支援教育の在り方に関する総合的かつ基本的な構想の策定、当該構想に係る施策の成果及び課題の検証その他当該構想に関する重要事項の調査審議に関すること。	就学支援審議会条例（昭和五十年宮城県条例第二十七号）第一条の規定による就学に係る学齢児童・学齢生徒等の就学の調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関すること。	いじめ防止対策調査委員会条例（平成二十六年宮城県条例第六号）第二条の規定によるいじめ防止等のための有効な対策に関する事項、重大事態その他いじめの事案の調査審議に関すること。	成二十年宮城県条例第四号（第一条）の規定による県立高等学校の在り方に関する総合的かつ基本的な構想の策定及び当該構想に関する重要事項の調査審議に関すること。
同	文化財	同	同	同	生涯学習	同	特別支援教育	同	

宮城県多賀城跡調査研究委員会	多賀城跡調査研究委員会条例（平成十七年宮城県条例第十三号）第一条の規定による特別史跡多賀城跡附寺跡の調査研究事業に関する重要事項の調査審議に関すること。	同
----------------	--	---

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、目次及び第十一条第五号の改正規定並びに第十五条の二第二項の改正規定（総務課）の下に「及び高校教育課」を加える部分を除く。）は、公布の日から施行する。

宮城県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和五年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第九号

宮城県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成六年宮城県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「文書等非開示決定通知書」を「文書等不開示決定通知書」に改める。  
様式第七号中「~~文書等非開示決定通知書~~」を「~~文書等不開示決定通知書~~」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 改正前の宮城県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の規定による様式第七号については、当分の間、改正後の宮城県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の規定によるものとみなす。

県費負担教職員の免職及び宮城県教育委員会の任命に係る職への採用の手續に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

○宮城県教育委員会規則第十号

宮城県教育委員会

県費負担教職員の免職及び宮城県教育委員会の任命に係る職への採用の手續に関する規則の一部を改正する規則

四年宮城県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「及び養護助教諭(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八号の四第一項又は第二十八号の五第一項の規定により採用された者(以下この号において「再任用職員」という。)を除く。))並びに講師(再任用職員及び)を、「養護助教諭及び講師(」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する同法附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員に対する改正後の第二条第一項第二号の規定の適用については、同号中「養護助教諭及び講師(」とあるのは、「及び養護助教諭(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する同法附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された者(以下この号において「暫定再任用職員」という。)を除く。))並びに講師(暫定再任用職員及び)とする。

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第十一号

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導力不足等教員の取扱いに関する規則(平成二十年宮城県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「に基づく指導改善研修」を「第二十五条第一項の指導改善研修(同項に規定する指導改善研修をいう。以下同じ。))」に、「指導改善研修終了時における」を「指導改善研修の終了時における同条第四項の」に、「若しくは生徒が」を「又は生徒が」に改め、「ため」の下に「指導改善研修に

準じた」を加え、「当該研修終了時」を「当該研修の終了時」に、「手続き等」を「手続等」に改める。

第二条第一項中「(以下「県教育委員会」という。))及び「で、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八号の四第一項又は第二十八号の五第一項の規定により採用された者を除くもの」を削り、同条第二項第一号中「法第二十五条第一項の規定により」を削り、「認定された」を「して法第二十五条第一項の認定がされた」に改め、同項第二号中「もの」を「者」に改め、同条第三項中「法第二十五条第一項に規定する」を削る。

第三条第一項中「の認定」の下に「(次条第一項の指導力不足等教員の認定をいう。以下同じ。))」を加え、「県教育委員会教育長」を「宮城県教育委員会教育長」に改め、同条第三項中「報告のあった教員」を「当該報告に係る教員」に改め、同条第四項中「認定申請」を「当該認定申請」に改める。

第四条第一項中「宮城県指導力不足等審査委員会」を「宮城県指導力不足等教員審査委員会」に改め、同条第三項中「第一項」を「指導力不足等教員」に、「当該認定」を「当該指導力不足等教員の認定」に改め、同条第四項中「期間を、」の下に「指導力不足等教員の」を加える。

第五条第七号中「前号まで」を「前各号」に改める。  
第七条中「第四条第一項」を「指導力不足等教員」に、「当該認定」を「当該指導力不足等教員の認定」に、「同条第三項」を「第四条第三項」に改める。

第八条中「特別研修期間中」を「特別研修の期間中」に、「改善され、又は研修」を「改善された」と認めるとき又は特別研修」に改める。

第九条第一項中「第四条」を「第四条第一項」に改める。  
第十条第二項中「学校の」を「市町村立学校の」に改め、同条第三項中「第一項の認定」を「指導力不足等教員の認定を」に、「第三号」を「第十条第一項第三号」に、「決定」を「決定を」と「当該指導力不足等教員の認定」とあるのは「当該認定及び決定」に改める。

第十一条第一項中「第二項」を「同条第二項」に改め、同条第二項中「前項に規定する」を「前項の規定による」に、「又は前項に規定する」を「又は同項の規定による」に、「の認定申請」を「の第三条第三項の申請」に、「第五項の調査等」を「同条第五項の調査及び資料の収集等」に、「同条第一項」を「指導力不足等教員」に改める。

第十二条第三号及び第五号中「当該教員」を「当該教員」に、「及び内容等」を「内容等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則中第二条第一項の改正規定(「で、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)

第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された者を除くもの」を削る部分に限る。)及び次項の規定は令和五年四月一日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員に対する改正後の指導力不足等教員の取扱いに関する規則第二条第一項の規定の適用については、同項中「をいう」とあるのは、「で、地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除くものをいう」とする。

○宮城県教育委員会訓令第6号  
事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

宮城県教育委員会  
教育長 伊 東 昭 代

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和四十二年宮城県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「以下「課長」という」を「第四条第三項及び第五項、第六条第三項並びに第八条第一項において同じ」に改め、同条第三項中「含む。」の下に「第八条第二項を除き、」を加え、同条第四項中「並びに」を「及び」に改める。

第四条第三項中「課長専決事項」を「課(室)長専決事項」に改め、同条第四項中「総括課長補佐専決事項」を「総括課(室)長補佐専決事項」に改める。  
第八条に次の一項を加える。

3 第一項の場合において、複数の総括室長補佐を置く室にあつては、当該事務を所管する総括室長補佐がそれぞれ所管する事務について代決し、当該事務を所管する総括室長補佐に事故があるときは、他の総括室長補佐が代決するものとする。

別表第一第一号の表中「各課共通」を「各課室共通」に改め、同表第一号1を次のように改める。

1 所属職員の事務分担の決定	課長(室長を含む。以下この欄において同じ。)
----------------	------------------------

別表第一第一号の表第一号3中「課長(これ)」を「課長及び室長(これら)」に、「課に」を「課室に」に、「同じ」を「課長」という」に改め、同表18中「課長」の下に「室長」を加え、同表第八号12

を次のように改める。

12 個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の施行に関する事務	課長
(3)(2)(1) 保有個人情報開示等の決定	課長
保有個人情報訂正等の決定	課長
保有個人情報利用停止等の決定	課長

別表第一第一号の表第八号中13を削り、14を13とし、15を14とする。

別表第一第六号の表第一号4を削り、同表第二号2中「届出」を「報告」に改め、「受理」の下に「非常変災その他急迫の事情があるときを除く。」を加え、同号11を削り、同表中第三号から第七号までを削り、第八号を第三号とし、第九号から第十一号までを五号ずつ繰り上げる。

別表第一第十号の表を第十一号の表とし、第九号の表第二号を次のように改める。

二 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)の施行に関する事務	副教育長
1 博物館の登録及び登録事項の変更登録	副教育長
2 博物館の運営状況の定期報告の受理	副教育長
3 博物館の運営状況に関する報告又は資料の提出の要求及びそれらの受理	副教育長
4 博物館法第十八条に規定する勧告及び命令	副教育長
5 博物館の登録の取消し及びまつ消	副教育長
6 私立博物館に対する報告の要求及び受理	課長
7 博物館に相当する施設の指定及びその取消	副教育長
8 博物館に相当する施設の指定及びその取消	副教育長
9 博物館に相当する施設に対する指導及び助言	課長

別表第一中第九号の表を第十号の表とし、第八号の表を第九号の表とし、別表第一第七号の表第二号3中「届出」を「報告」に改め、同表第三号中「項」を「号」に改め、同号1中「法施行令」を「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和二十九年政令第百五十七号)」に改め、同表第四号中「義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行」を「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の施行」に改め、同表を別表第一第八号の表とし、別表第一第六号の表次に次の一表を加える。

七 高校財務・就学支援室

事項名	専決者
一 学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三十四号)第二十六条の規定による高等学校の学則の変更届出の受理	室長
二 県立学校管理規則の施行に関する次に掲げる事務(特別支援学校に関するものを除く。)	室長
1 臨時休業の報告の受理(非常変災その他急)	室長

1	迫の事情があるときに限る。	副教育長
2	高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例（昭和四十九年宮城県条例第四十八号）の施行に関する事務	室長
3	貸付けの停止及び休止の決定	室長
4	貸付けの停止及び休止の決定	室長
1	報告書の受理	室長
2	報告書の停止及び休止の決定	室長
3	報告書の停止及び休止の決定	室長
4	報告書の停止及び休止の決定	室長
1	高等奨励学資金貸付条例（平成十六年宮城県条例第四号）の施行に関する事務	室長
2	貸付けの決定	室長
3	貸付けの停止及び休止の決定	室長
4	貸付けの停止及び休止の決定	室長
1	奨励学生の推薦	室長
2	奨励学生の推薦	室長
3	奨励学生の推薦	室長
4	奨励学生の推薦	室長
1	平成二十二年法律第十八号。以下この号において「法」という。の施行に関する事務（市町村が設置する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在学する生徒に係るものに限る。）	室長
2	法第四条の規定による就学支援金の支給資格の認定	室長
3	法第六条の規定による就学支援金の支給決定	室長
4	法第八条の規定による就学支援金の支給停止決定	室長
5	法第九条の規定による就学支援金の支払の一時差止め決定	室長
6	法第十一条の規定による不正利得した者からの徴収の承認	室長
7	法第十七条の規定による届出の受理及び届出に基づく認定	室長
8	法第十八条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
9	法第十九条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
10	法第二十條の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
11	法第二十一条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
12	法第二十二条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
13	法第二十三条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
14	法第二十四条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
15	法第二十五条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
16	法第二十六条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
17	法第二十七条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
18	法第二十八条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
19	法第二十九条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
20	法第三十条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
21	法第三十一条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
22	法第三十二条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
23	法第三十三条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
24	法第三十四条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
25	法第三十五条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
26	法第三十六条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
27	法第三十七条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
28	法第三十八条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
29	法第三十九条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
30	法第四十条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
31	法第四十一条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
32	法第四十二条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
33	法第四十三条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
34	法第四十四条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
35	法第四十五条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
36	法第四十六条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
37	法第四十七条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
38	法第四十八条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
39	法第四十九条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
40	法第五十条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
41	法第五十一条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
42	法第五十二条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
43	法第五十三条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
44	法第五十四条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
45	法第五十五条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
46	法第五十六条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
47	法第五十七条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
48	法第五十八条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
49	法第五十九条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
50	法第六十条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
51	法第六十一条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
52	法第六十二条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
53	法第六十三条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
54	法第六十四条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
55	法第六十五条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
56	法第六十六条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
57	法第六十七条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
58	法第六十八条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
59	法第六十九条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
60	法第七十条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
61	法第七十一条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
62	法第七十二条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
63	法第七十三条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
64	法第七十四条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
65	法第七十五条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
66	法第七十六条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
67	法第七十七条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
68	法第七十八条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
69	法第七十九条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
70	法第八十条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
71	法第八十一条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
72	法第八十二条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
73	法第八十三条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
74	法第八十四条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
75	法第八十五条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
76	法第八十六条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
77	法第八十七条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
78	法第八十八条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
79	法第八十九条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
80	法第九十条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
81	法第九十一条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
82	法第九十二条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
83	法第九十三条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
84	法第九十四条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
85	法第九十五条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
86	法第九十六条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
87	法第九十七条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
88	法第九十八条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
89	法第九十九条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長
90	法第一百条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令	室長

別表第二第一号の表第八号中「個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。  
別表第三中

項目	指定副教育長 専決事項	副教育長専決 事項	課長専決事項	総括課長補佐 専決事項
項目	指定副教育長 専決事項	副教育長専決 事項	課長専決事項	総括課長補佐 専決事項

め、同表の九の二の項中「課長」を「課長（室長を含む。以下この欄において同じ。）」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条第三項及び第四項の改正規定、第八条に一項を加える改正規定並びに別表第七号の表の改正規定（同表を別表第一第八号の表とする部分を除く。）は、同年三月三十一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第七号

宮城県教育庁等職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

宮城県教育庁等職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

宮城県教育庁等職員被服等貸与規程（昭和四十五年宮城県教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「**㊦**」を削る。

様式第二号中「**㊧**」を削る。

様式第四号中「**㊨**」を「**㊩**」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第八号

宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令

宮城県教育庁本庁文書規程（昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

目次中「収受及び配布」を「収受等」に、「整理及び保存」を「整理、保存等」に、「第四十二条」を「第四十三条」に改める。

第六条第四号口中「同じ。」の下に「並びに要綱及び要領（補助執行事務に係るものを除く。）」を、

「ただし、」の下に「契約にあつては、当該」を加える。

第八条第五号中「契約書」の下に「要綱」を加える。

第九条第二項第二号(2)中「高第 号 高校教育課」を、

「高第 号 高校教育課  
高財就第 号 高校財務・就学支援室」に改める。

「第二章 文書の收受及び配布」を「第二章 文書の收受等」に改める。

第十条の見出し中「收受及び配布」を「收受等」に改め、同条第一項第一号中「第六号」を「第七号」に、「あて名」を「宛名」に改め、同項第一号の二から第四号までの規定中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第五号中「第一号」を「前各号」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 ファクシミリ装置で受信した情報を出力することにより作成した書面は、主務課において当該書面の余白に収受印を押し、担当者に配布すること。

第十条第三項第三号中「各々」を「担当者が」に、「文書取扱主任又は電子文書取扱主任に回付する」を「に受領する」に改め、同項第四号を削り、同条第四項中「は、主務課において收受発送簿に登録の上、担当者に配布すること」を「及び電子計算機の入出力装置で受信した文書情報(電子申請システム文書情報を除く)は、担当者において受領するものとする」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第一項」を「担当者は、第一項第一号から第六号まで」に、「配布する文書、第三項第一号ハただし書の規定により作成した書面又は」を「配布された文書又は第三項及び」に、「が第十三条第三項に規定する文書である」を「を受領した」に、「主務課において」を「これらの文書又は文書情報を」に、「登録しなければならない」を「登録するものとする」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「及び第六号」を「第六号及び第七号に掲げる文書」に、「から第六項まで」を「及び第四項」に、「文書」を「文書情報」に改め、「收受」の下に「及び登録」を加え、同項を同条第六項とする。

第十二条第二号中「第五号及び第六号、第三項第二号、第四項、第五項並びに第六項」を「に係るもの、同項第五号(同項第一号の例により処理するものに限る)、同項第六号及び第七号に係るもの並びに同条第三項第三号及び第四項」に改める。

第十七条に次の一項を加える。

2 書面で取得した文書を電磁的記録に変換し総合文書システムにより回議したときは、当該電磁的記録を正本とすることができる。この場合において、当該電磁的記録は、別に定める基準により作成しなければならない。

第三十条第四項中「あて先」を「宛先」に改める。

第三十三条第一項中「(電磁的記録を除く。以下この章において同じ。)」を削る。

第三十八条中「により決裁された文書」を「に保存されている電磁的記録」に改め、「以上のもの」の下に「書面のものに限る。」を加える。

第三十九条第一項中「により決裁された文書」を「に保存されている電磁的記録」に改める。

第四十三条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、書面による文書を別に定める基準により電磁的記録に変換したときは、当該電磁的記録を正本として保存し、書面による文書を廃棄することができるものとする。

第四十三条に次の一項を加える。

5 公文書館長は、第三項の規定により総務課長が保存することとした文書が歴史的・文化的価値を有する文書として重要でなくなつたと認める場合には、総務課長に協議し、その同意を得て、当該文書を廃棄することができるものとする。

様式第十六号中「非通用」を「不通用」に、「非通用」を「不通用」に改める。  
様式第二十三号を次のように改める。

様式第23号（第39条関係）（用紙日本産業規格A列4番）

引継年度

所属名

引継簿冊目録

保存満了期限	文書分類記号	保存年限	簿冊名	所属年度	管理組織総称	保存場所総称	メモ欄

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定（「收受及び配布」を「收受等」に改める部分を除く）、第十条第一項第一号の改正規定（「あて名」を「宛名」に改める部分に限る。）及び同項第一号の二から第四号までの改正規定並びに第三十条第四項の改正規定は、同年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の宮城県教育庁本庁文書規程の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の宮城県教育庁本庁文書規程の規定によるものとみなす。

○宮城県教育委員会訓令甲第九号

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令

地方機関等文書規程（昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。  
 目次中「收受及び配布」を「收受等」に、「整理及び保存」を「整理、保存等」に、「第三十四条」を「第三十五条」に改める。

第八条第三号中「契約書」の下に、「要綱」を加える。

「第二章 文書の收受及び配布」を「第二章 文書の收受等」に改める。

第十条の見出し中「收受及び配布」を「收受等」に改め、同条第一項第一号中「第六号」を「第七号」に、「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第五号中「第一号」を「前各号」に改め、「添えて」の下に「名宛人又は主務者に」を加え、同項第六号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次の一号を加える。

六 ファクシミリ装置で受信した情報を出力することにより作成した書面は、当該書面の余白に収受印を押し、主務者に配布すること。

第十条第二項第三号中「各々」を「主務者が」に、「文書取扱主任又は電子文書取扱主任に回付する」を「に受領する」に改め、同項第四号を削り、同条第三項中「文書情報」の下に「及び電子計算機の入出力装置で受信した文書情報（電子申請システム文書情報を除く。以下同じ。）」を加え、「収受発送簿に登録の上」を「主務班において受領し」に、「こと」を「ものとする」に改め、次のただ



し書を加える。

ただし、学校においては、文書取扱主任が受領し、主務者に配布するものとする。

第十条第四項を次のように改める。

4 主務者は、第一項第一号から第六号までの規定により收受し配布された文書又は第二項及び第三項の規定により受信した文書情報を受領したときは、これらの文書を收受発送簿に登録するものとする。ただし、学校においては、総合文書システムにより受信した文書情報を受領したとき及び第一項第一号から第六号までの規定により收受した文書又は電子計算機の入出力装置で受信した文書情報が第十三条第三項に規定する文書であるときに限り、文書取扱主任において收受発送簿に登録するものとする。

第十条第五項を削り、同条第六項中「及び第六号」を、「第六号及び第七号」に、「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、同項を同条第五項とする。

第十二条第二号中「第十条第二項及び第三項」を「第十条第一項第一号」に改め、「係るもの」の下に「学校にあつては、同条第四項の規定の適用を受けないものに限る。」、同条第一項第五号に係るもの（同項第一号の例により処理するものに限る。）、同項第七号に係るもの、同条第二項に係るものを加え、「同条第四項の電子計算機の入出力装置で受信した文書情報のうち同条第五項の適用を受けないもの」を「同条第三項に係るもの（学校にあつては、同項の電子計算機の入出力装置で受信した文書情報のうち同条第四項の規定の適用を受けないものに限る。）」に、「第十条第六項」を「同条第五項」に改める。

第十六条に次の一項を加える。

2 書面で取得した文書を、電磁的記録に変換し総合文書システムにより回議したときは、当該電磁的記録を正本とすることができる。この場合において、当該電磁的記録は、別に定める基準により作成しなければならない。

第二十五条第四項中「あて先」を「宛先」に改める。

第二十七条第一項中「（電磁的記録を除く。以下この章において同じ。）」を削る。

第三十五条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、書面による文書を別に定める基準により電磁的記録に変換したときは、当該電磁的記録を正本として保存し、書面による文書を廃棄することができるものとする。

第三十五条に次の一項を加える。

5 公文書館長は、第三項の規定により総務課長が保存することとした文書が歴史的・文化的価値を有する文書として重要でなくなつたと認める場合には、総務課長に協議し、その同意を得て、当該文書を廃棄することができるものとする。

別表中「宮城県蔵王高等学校 蔵高」を「宮城県蔵王高等学校 蔵高」に、「宮城県志津川高等学校 志高」を「宮城県南三陸高等学校 南陸高」に改める。

様式第十一号中「非開示」を「不開示」に、「非開示理由」を「不開示理由」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定（收受及び配布）を「收受等」に改める部分を除く。）、第十条第一項第一号の改正規定（名あて人）を「名宛人」に改める部分に限る。並びに同項第二号から第四号まで及び第七号の改正規定並びに第二十五条第四項の改正規定は、同年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の地方機関等文書規程の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の地方機関等文書規程の規定によるものとみなす。